

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 県議会の議長、副議長及び議員の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき報酬を、議長にあつては月額872,200円、副議長にあつては月額784,000円、議員にあつては月額754,600円とすることとした。（附則第24項関係）

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。（附則関係）